

国土交通省における取組について

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課

河川ごみはどこから来るのか

河川は、散乱ごみ(陸ごみ)が漂流・漂着する場、あるいは投棄・残置される場であり、散乱ごみが海ごみに至る主要経路となっている。

散乱ごみは、陸域で発生するごみのうち日常生活や社会・経済活動等の人間活動に由来して発生する「人工ごみ」である。「河川ごみ」としての散乱ごみには、「流域から水の流れとともに漂流・漂着した散乱ごみ」や「不法投棄(ポイ捨て)などにより、河川区域内に直接持ち込まれた散乱ごみ」などがある。

河川敷への不法投棄ごみ(家庭ごみや粗大ごみ)
京浜河川事務所HPより

散乱ごみ (陸ごみ)

水の流れによつて漂流・漂着

河川区域に直接投棄・残置

河川ごみ

自然ごみ

海ごみ



漂流・漂着した大量のごみ
(遠賀川河口堰
遠賀川河川事務所HPより)



図1 散乱ごみ(陸ごみ)、河川ごみ、海ごみの関係

河川管理者による対応の現状

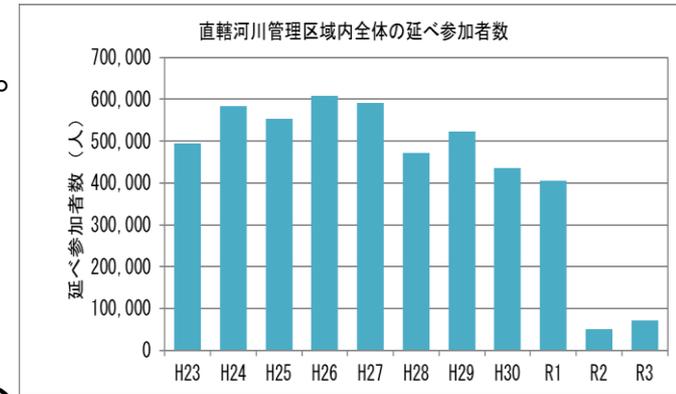
河川ごみが、河川管理に影響を及ぼし管理の阻害要因となることから、管理者としての責務により、不法投棄ごみの発見・回収・処分や不法投棄防止に対する取組を実施。

① 不法投棄ごみの発見・回収・処分

- ・ 巡視時に、不法投棄の抑止や早期発見と対応を実施。また、不法投棄ごみ発見後は、必要に応じて回収・処分を行っている。

② 河川清掃活動

- ・ 全国の直轄管理河川では、様々な形態で定期的な河川清掃活動が毎年実施されており、コロナ禍前までは全国の参加者は年間のべ50万人前後。河川管理者をはじめ、自治会、市民団体、地方自治体、関係機関、学校、事業者、河川利用者など、幅広い参加者が参加。



③ 啓発・広報

- ・ 啓発活動は河川ごみの発生抑制を図るための基本的な方策。これまでも「河川ごみマップ」の作成、公表などを継続して実施。

④ 不法投棄防止対策

- ・ 不法投棄をしにくい環境づくりとして、通路の施錠や河川パトロール、監視カメラや注意看板の設置などの対策を実施。



河川ごみ対策における課題

□ 河川ごみの削減に対する社会的要請や河川管理者に向けられる期待の増加。

「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」(令和元年5月31日 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議)では、海洋プラスチックごみ対策として、関係省庁の役割・取り組みが明記されており、国土交通省(河川関係)については以下が明記されている。

(「ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止」の取り組みの一つとして)

- 河川へのごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、河川巡視等による不法投棄の抑制、地域と連携した清掃活動の実施等によりごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。(国土交通省)

(「ポイ捨て・不法投棄されたごみの回収」の取り組みの一つとして)

- 河川において地方自治体や地域の住民等と連携した清掃活動やごみの回収等に取り組む。(国土交通省)

➤ 河川管理施設の老朽化への対処や頻発する災害対応など、河川管理者が担うべき役割は増大しており、河川ごみの対応に充てる人員や費用にも制約。

➤ 回収・分別・処分に手間とコストがかかりやすく、さらに回収・処分しても再び発生し続けるため、河川ごみ対応に係る人員と費用の確保に苦慮。さらに、回収および処分に要する費用が肥大化し、必要な河川維持修繕などが圧迫される傾向も懸念。

➤ 河川ごみの一部は流域からの陸ごみにも由来していることから、河川管理者だけの対応では限界があり、河川ごみのより一層の削減には流域の様々な関係者と連携した活動が必要。

今後の河川ごみ削減に向けた取組方策

河川ごみ対策における課題を解決するには、今まで以上に地域と連携して、「河川ごみの発生自体を抑制すること」および「河川ごみ対応の担い手の確保」が重要であり、その実現に向けて、河川管理者は、以下の点について積極的に取り組むことが求められる。

①自治体との協力関係強化

- ・河川ごみ回収・処分の役割調整
- ・不法投棄ごみ対応の協力

②市民(団体)、企業との協働促進(パートナーシップの強化)

- ・河川協力団体との役割分担と活動への支援
- ・(占用による河川利用促進を背景とした) 占用者による河川ごみ対応の拡大
- ・企業のSDGsに向けた取り組みの活用

③河川ごみ対応における多様な主体との連携

- ・「既存の連携組織」の実績ある協力関係を活用
- ・沿川、流域やさらなる広域を対象とした連携組織に参画

④上記の協力・連携等に基づく河川ごみ発生防止への尽力

- ・不法投棄対策
- ・啓発、広報
- ・一斉清掃等の河川清掃活動の普及促進

例えば・・・

- ・水質汚濁防止対策連絡協議会や河川協力団体連絡会議の活用
- ・「不法投棄対策に関する連絡会・協議会」や「海岸漂着物対策協議会」への参画

河川ごみ対応の担い手確保に向けて

河川清掃活動は、実質的な河川ごみ削減効果があるだけでなく、参加者が河川への理解を深める効果もあると考えられる。また、河川清掃活動に参加している様々な主体や個人との連携関係を構築していくことは、円滑で効率的な河川管理に資するものと考えられる。

今後も清掃活動を維持しさらに活性化を図っていくためには、河川管理者として特に①清掃活動により集めたごみの回収・処分について、自治体の協力を得るよう調整すること、②清掃活動の参加者を増やす取り組み・仕組みを整備すること、などの取組が重要。

また、円滑な河川清掃活動を行うためには、ごみの回収、処分の実施・費用分担方法を決めておくことが重要である。回収・処分は河川管理者と沿川自治体が担い、役割分担のケースとしては以下がある。

ケース	ごみ拾い	回収 (費用負担)	処分 (費用負担)	実施事例
1	参加者	河川管理者	河川管理者	●荒川、渡良瀬遊水池(粗大ごみ) ●豊川、矢作川アダプト
2	参加者	河川管理者	沿川自治体	●大和川(一部を実施) ●江の川(一斉清掃時)
3	参加者	沿川自治体	沿川自治体	●荒川、渡良瀬遊水池、 吉野川アダプト(一般ごみ) ●遠賀川 ●尻別川 ●大和川 ●江の川(ラブリバー登録地)

【事例】アダプトプログラムを活用した取組（吉野川）

取り組みの仕組みや体制づくり

吉野川新交流プランの策定（平成9年）

- 建設省(当時)、県、市町村、企業、住民が一体となり策定。
 - 吉野川と人・地域との新たな共生関係の構築
 - 流域間の交流促進、川を活かした地域創造
 - 全国に向けた情報発信
- 「プラン」では、10年間(H18)を目標にした具体的な取り組みを示す。



吉野川交流推進会議の設置（平成10年）

- 「プラン」に盛り込まれた各種事業を着実に推進するため、「吉野川交流推進会議」を平成10年7月に設置。



アダプト・プログラムの導入（平成11年）

- 「プラン」に盛り込まれた事業の一つとして、吉野川交流推進会議によって導入。



組織の発展、活動の拡充

- 設立時の「プラン」の推進団体から、現在は組織が発展。
- 様々な交流事業や情報発信事業を実施

アダプト・プログラムの仕組み

「アダプト・プログラム吉野川」は、吉野川を美しくしようとする意欲と行動力を持つ団体・企業（参加者）からの申込みに基づいて、吉野川河川敷の一定区間との間に養子縁組の契約（合意書）を結びます。

事務局は、合意書を結んだ区間内に里親である団体・企業名を表示した看板を設置します。

この合意書により、参加者は年間を通じて里親となった区間の美化清掃を受け持ちます。

なお、この清掃活動は年間3回以上行うこととします。

吉野川現地(フィールド)講座(令和2年11月)
徳島河川国道事務所HPより



看板の設置



吉野川交流推進会議HPより

清掃活動等の役割分担

役割	分担	補足
アダプト・プログラムの事務局(登録団体の募集、団体との手続き、活動支援)	吉野川交流推進会議	国と確認書を取り交わして実施
アダプト・プログラムの広報	吉野川交流推進会議	・HP等で広報 ・参加団体の活動状況もHP等でPR
清掃活動の道具提供	吉野川交流推進会議 徳島河川国道事務所	・登録団体の活動時の保険料を負担 ・ごみ袋を提供
ごみの回収・処分 ※粗大ごみは、アダプト・プログラムでは対象外	自治体	・一般廃棄物については、各団体の担当する市町にて回収 ※粗大ごみは河川管理者で回収・処分
看板の設置	徳島河川国道事務所 吉野川交流推進会議	・看板の設置は河川管理者 ・看板の軽微な修繕等は吉野川交流推進会議

【事例】ラブリバー制度を活用した取組（江の川）

きっかけ・課題

- 三次市十日市親水公園が、平成2年度に「ラブリバー認定区間」に認定されたことを契機に、親水公園の河川美化活動を実施



課題対応のポイント・工夫

- 河川愛護団体、三次市、河川管理者の三者でラブリバー環境整備実行委員会を構成
- 実行委員会には、公園内のグラウンドを使用している団体が参加
- 実行委員会が主体的に河川清掃活動を実施し、地域に定着

ラブリバー制度

- 「ラブリバー制度」とは、堤防の草刈り等のボランティア活動等を行っていただいている方々に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に解放するなど、地域住民の方々からなる河川愛護団体と、地元市町村、そして河川管理者である国土交通省の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、住民とともに河川の良いな維持と潤いのある水辺空間の形成を図るための制度。

取り組みの仕組みや体制づくり

三次市十日市親水公園をラブリバー認定区間に認定（平成2年）



ラブリバー環境整備実行委員会を設立（平成4年）

- 公園を利用する地元の下記13団体で構成
十日市地区公衆衛生推進協議会、十日市公民館、十日市中学校、十日市小学校、十日市幼稚園、十日市保育所、十日市ゲートボール協会、三次市ゲートボール連合、十日市少年野球クラブ、三次市ソフトテニス連盟、秋町・上志和地地区営農組合、三次市、国土交通省



ほぼ毎月（冬季は除く）美化活動を実施
春と秋の年2回、全体の美化事業として公園、花壇等のごみ拾いや草取りを実施

- 参加している団体が当番制で3～11月に清掃等を実施
- 清掃だけでなく、公園内の畑で芋堀り等を行い、子どもも参加できる行事を行っている。

清掃活動の役割分担

役割	分担	補足
ラブリバー環境整備実行委員会の事務局	三次市	・委員会開催（年次の事業計画等を決定） ・活動費用を補助
清掃活動の広報	三次市 三次河川国道事務所	・HPで活動報告を掲載
清掃活動の道具提供	三次河川国道事務所	・軍手、ごみ袋の支給
ごみの回収・処分	三次市	

取組実績と成果

- 約30年間活動を継続し、定着
- 公園を利用している団体が公園全体の美化に協力的である。
- 実行委員会のメンバーに小中学校、幼稚園、保育所等が参加しており、河川環境及び河川愛護の学習に役立っている。



子どもの清掃活動、芋の収穫
（三次河川国道事務所HPより）